

## 栃木県教育委員会傍聴人規則

(昭和三十一年十月十二日栃木県教育委員会規則第五号)

最終改正 平成二十七年三月三十一日教育委員会規則第四号

(傍聴の手続)

**第一条** 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業を受付簿に記入して、入場しなければならない。

(傍聴の不許可)

**第二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 写真機、録音機、ビデオカメラの類を携帯している者(教育長の許可を受けた者を除く。)
- 三 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- 四 その他教育長において傍聴を不相当と認める者

(禁止行為)

**第三条** 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに傍聴席を離れること。
- 二 議事に批評を加え、又は賛否を表すること。
- 三 写真機、録音機、ビデオカメラの類を使用すること(教育長の許可を受けた場合を除く。)
- 四 その他会議の妨害となるような言動をすること。

(傍聴人の退場)

**第四条** 傍聴人がこの規則に違反したときその他必要があると認められるときは、教育長は、これに退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、教育長から退場を命じられたとき、又は会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴の制限)

**第五条** 教育長は、傍聴人の員数を制限することができる。

(補則)

**第六条** 前各条に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。